

令和5年8月時津町農業委員会 議事日程

日時 令和5年8月25日（金曜日）10時00分～11時30分

場所 時津町役場第2庁舎4階大会議室南側

1. 開会（10時00分）

1. 議事

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-20号）

日程第3 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請（受付番号第1-21号）

日程第4 議案第3号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想への意見
（受付番号第1-22号）

日程第5 報告第1号 農地法第3条の規定による届出（受付番号第1-18号）

報告第2号 農地法第3条の規定による届出（受付番号第1-19号）

1. 出席委員

○農業委員（9名）

1番 朝長 克二 2番 吉川 博美 3番 坂本 敬治

4番 小畷 栄一 5番 高橋 達男 6番 溝上 勝也

7番 池田 稔 8番 濱田 信 9番 渡辺 洋一

10番 欠席 11番 辻 文美

○農地利用最適化推進委員（3名）

1番 岳田 稔人 2番 溝上 直美 3番 植田 秀之

2. 議事録署名人 5番 高橋 達男 6番 溝上 勝也

開 会 10時00分

○議 長

皆さんこんにちは。

それでは総会に入ります。ただ今の出席委員は、農業委員10名、推進委員3名であります。会議規則第7条の規定の定数に達しておりますので、これより令和5年8月農業委員会を開催いたします。

日程第1、議事録署名人の指名を行います。

議事録署名人は、会議規則第14条の規定に基づき、5番高橋委員、6番溝上委員を指名いたします。

日程第2議案第1号議題とします。事務局は説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請です。1ページをお開きください。譲受人〇〇、譲渡人〇〇、申請農地は浜田郷〇〇、畑、地積〇〇及び同じく浜田郷〇〇、畑、地積〇〇 計〇〇㎡です。贈与による所有権の移転であり、親子間の移転です。譲受人は贈与を受けて引き続き耕作、譲渡人は高齢で耕作できないということです。第2種農地、譲受人の常時従事者は1名、日数は80日です。譲受人の経営面積は〇〇㎡です。以上です。

○議 長

担当委員から何かありますか。

(辻委員)

将来の相続人の関係もありまして、今回贈与という形で同居する子供さんへの所有権の権利移動と聞いています。いいと思います。

本件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

ないようでしたら、議案第1号を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、議案第1号は許可すること

に決定いたします。

日程第3、議案第2号を議題とします。事務局は説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請です。11ページをお開きください。譲受人は、長崎市〇〇、〇〇〇〇、譲渡人は、長崎市〇〇、〇〇〇〇、申請農地は子々川郷〇〇、〇〇、〇〇、3筆とも畑、地積は、合計〇〇㎡です。贈与による所有権の移転であり、親類間の移転です。譲受人は贈与を受けて引き続き耕作、譲渡人は耕作できないということです。第2種農地、譲受人の常時従事者は1名、日数は360日です。譲受人の経営面積は〇〇㎡です。以上です。

担当委員から何かありますか。

(朝長委員)

ここは、譲渡人の〇〇さんが、子どもさんらしき人と草むしりしているのをたびたび見かけていましたが、叔父の〇〇さんへ譲渡するということです。

○議長 他に何かありますか。

(辻委員)

譲受人の年齢が〇〇才ということで、高齢なのが気になります。現在耕作して状況は現況写真で解りますが、今後大丈夫でしょうか。

(事務局)

その点は懸念材料として認識しています。代理人の事務所に確認したところ、子どもには引き継げないということで、叔父にあたる〇〇さんが高齢だけでも管理できるということで叔父に贈与したいということでした。

他に何かありますか。ないようでしたら、議案第2号は、許可すること

に賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数により、議案第2号は許可することに決定いたします。

次に日程第4、議案第3号を議題とします。提出者から説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想への意見を求められています。担当者から説明させていただきます。

(担当者)

○説明者

時津町産業振興課の〇〇と申します。構想の現行と改正案との変更点を中心に説明いたします。変更点は赤字で印字しております。

そもそも、基本構想とは、本町の農業施策の推進において、農業が職業として選択し得るものとなるようおおむね10年後の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率安定的な農業経営者を育成することを目標とします。法の改正により本町の基本構想も改正することとなりました。今回提示している改正案につきましては、長崎県の基本方針に準じた形で作成し、県との事前協議は行っていますので、ここで農業委員会の意見を聴取するために提示するものです。よろしくお願いいたします。

まず、経営基盤強化の促進に関する目標ですが、本町の農業の現状と特性を述べ、効率的かつ安定的な農業経営の指標と目標を、主たる農業者1人あたり年間2000時間、年間所得を360万円としています。これは、他産業の従事者と均衡することを目的として算出しております。

9ページをご覧ください。農業を担う者の確保及び育成に関する事項を追加し、育成の考え方、町が主体的に行う取組み、関係機関との連携、就農希望者のマッチング及び情報収集と相互提供を記載しております。

12ページをご覧ください。第5農業経営基盤強化促進事業に関する事項に、地域計画策定に伴う協議の場の設置方法、区域の基準その他第3項に掲げる事業に関する事項を追加しております。

本町は多くの種類の農業振興補助制度がありますので、それを活用しながら、本町農業者の育成を図ってまいりたいと思っております。

概略以上でございます。

○議長

この件につきまして、質問、ご意見等ありますか。

(辻委員)

本町は、立地的にも兼業農家も大事にしていけないといけない地域だと思います。

最近、国の施策の中にも半農半Xの推進というものがでてきておりますので、そのようなことを付け加えたほうがいいのではと思います。

ほかにありませんか。

無いようでしたら、半農半Xの推進ということを付け加えて、農業委員会の意見としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

賛成多数ですので、そのようにいたします。

次に報告が2件あります。事務局は説明をお願いします。

○事務局

報告第1号、農地法3条の規定による届出です。34ページをご覧ください。

権利者は名古屋市〇〇、〇〇〇〇、義務者は〇〇〇〇、農地は西時津郷字大屋浦〇〇、〇〇、〇〇、全て畑で計1971㎡です。相続により権利を取得した旨の届出です。農業委員会のあっせん希望の有無は無しです。

次に報告第2号、農地法3条の規定による届出です。36ページをご覧ください。

権利者は時津町〇〇、〇〇〇〇、義務者は〇〇〇〇、農地は元村郷字ボウメキ〇〇、浜田郷字竹下〇〇、西時津郷字中尾〇〇、全て畑で計2344㎡です。相続により権利を取得した旨の届出です。農業委員会のあっせん希望の有無は無しです。

以上でございます。

○議長 報告2件に関し、ご質問、ご意見はありませんか。

ないようでしたら、報告を終わります。

以上をもちまして、8月農業委員会を閉会いたします。次回は9月25日(月)午前9時から場所はこの会議室で行います。

閉会 11時00分

署名

署名